

## 第1期事業における利用受付方法

### 1. 団体登録

- 専用利用には、事前に団体登録が必要であり、「団体登録申請書」に必要事項を記入の上、郵送もしくは直接総合受付にて受け付け。
- 登録後、ToBiO から「団体登録通知」を送付

### 2. 大会等の専用利用(施設全体もしくは各プールのいずれか全面を専用利用する場合)

- 大会等の申し込みは、開催希望日に属する月の1年前の1日から20日までの間に受け付け。(休館日は除く)
- 申し込み方法は、「大会開催申請書」ならびに「大会詳細」に必要事項を記入し、郵送、FAX、Eメール、もしくは直接総合受付に申し込み。
- 希望日が重複する場合は、当施設で抽選を行い決定(市が認める大会等を優先)
- 利用団体決定後、ToBiO より「大会開催確認書」を送付。  
※大会開催確認書の郵送は、開催希望日2ヶ月前の予定。
- 利用団体は、「大会確認申請書」受け取り後、速やかに施設管理者と事前打ち合わせを実施。
- 打ち合わせ終了後、ToBiO より「施設専用利用許可書(兼専用利用料請求書)」を送付。
- 利用団体は、利用料金を大会開催の15日前までに納付。

### 3. 一般専用利用(一部コース、スタジオ等を専用利用する場合)

- 一般専用利用は、原則として大会専用利用がなく、実施プログラム等に支障がない場合、コースの専用利用及びスタジオ等の専用利用が可能。
- 一般専用利用の申し込みは、利用希望日に属する月の2ヶ月前より先着順で受け付け。  
※但し、合宿での利用の場合は、利用希望日に属する月の7ヶ月前の1日から月末まで受け付け。
- 希望日が重複する場合は、翌月5日までに抽選にて決定。その後は、先着順にて受け付け。(休館日は除く)
- 申し込み方法は、「施設専用利用申請書」に必要事項を記入し、合宿の場合は、郵送、FAX、Eメール、もしくは直接総合受付に申し込み。尚、決定後の申し込みについては、FAX、Eメールにて先着順にて受け付け。
- 合宿以外の一般専用利用の場合は、FAX、Eメールにて先着順にて受け付け。
- 利用者決定後、ToBiO より「施設専用利用許可書(兼専用利用料請求書)」を送付。
- 利用団体は、利用料金を利用日の5日前までに納付。